

令和5年度第1回鹿児島県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 開催日時

令和5年12月22日（金） 午後2時から午後3時30分

2 場所

鹿児島県赤十字会館2階 クロススペースかもいけI

3 出席者

- ・ 委員 19名中17名
- ・ 事務局 障害福祉課長, 障害者支援室長, 精神保健福祉対策監ほか

4 議事録

(1) 開会

17名の委員が出席し、委員の半数以上が出席。

(2) 会長あいさつ

(3) 会議の公開について

(4) 協議事項

次期鹿児島県障害福祉計画について

- ① 事務局説明
- ② 質疑応答

【委員】

こども総合療育センターによる発達障害児等への支援については前回もあったので、今回強化していくということかと思ったが、こども総合療育センターによる相談支援件数は減ってきているという実態があるので、有効に使えていないという評価になる。そこを有効に使えば、今回の見込量が確保できるという意味合いかと思うが、こども総合療育センターへの紹介や使い方を現場が変えるという意味か。

【事務局】

こども総合療育センターの活動について、以前から療育センターにおける診療件数が非常に多いことがあり、待機期間に6か月を要する状況があった。

そこで各地域において、支援できる部分は支援していただくところを構築し、その中で療育センターの診療や診察が必要な場合は紹介をしていただくというような形で紹介票システムを構築している。

療育センターとしては様々な支援に取り組んでいるが、各地域においても、支援の連携体制を構築し、支援をしていくことで、件数が減少している部分もあるかと思うが、地域における体制を構築していくというお願いしている状況である。

【委員】

紹介の方法などを含め、現場は今までどおりか。

【事務局】

現在療育センターの方で紹介票システムの見直しも考えている。

これについては、地域の方に周知を図っていきたいと考えている。

そういった点で御協力をいただくとと思うが、引き続き、今の体制を進めつつ、紹介システムの見直しを進めたいと考えている。

【委員】

手話通訳者及び要約筆記者派遣事業について、見込みと実績に開きがあるのはなぜか。

通訳者の人員が足りていない現状があるのか。

人材育成について教えてほしい。

【事務局】

コロナで活動がかなり制限された影響で、コロナ前に比べると実績がかなり少なくなっている。

通訳者、筆記者が足りているのかということについては、地域の偏在があり、鹿児島市等に集中しているところがある。

障害者の方々のニーズは県内各地にあるので、そういった方々が不便なく利用できるように引き続き人材育成は進めていかないといけないと考えている。

【委員】

通訳者、筆記者の離島の現状について、教えてほしい。

【事務局】

手話通訳については、熊毛地区には登録されておらず、大島地区では奄美市、瀬戸内町、龍郷町に登録者がいる。

障害者のニーズに的確に応えられていない部分があると思うので、ニーズがある部分については、県が派遣の調整し、必要な部分について、手話通訳の方を

派遣するように調整しているところ。ニーズが重なった場合にお断りするケースもあると聞いているが、調整を引き続き行っていくことも大事である。

要約筆記者についても同じような状況であり、人材の育成は行わなければならないと考えている。

また、オンライン手話通訳者養成研修を瀬戸内町で実施している。1年で育成できるものではないが、受講者10数名で手話通訳者を養成している。

【委員】

基本理念①の自己決定の尊重と意思決定の支援について、特に知的障害の場合は意思決定というのが難しいので、支援を丁寧にしてもらわないといけない。

数値目標も大事だが、丁寧な説明がどのように行われるのかというのが心配である。そのことについてどのようになっているか。

【事務局】

地域への移行ということで、この目標値は、本計画ですっと継続して設定しているものである。

今回、次期の目標設定にあたって、国としては、現状を踏まえて目標値を設定しているが、目標の考え方として近年施設入所者数の削減状況がある。

そういった状況を踏まえ、さらなる取組として、施設においてすべての施設入所者の地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ確認することや、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について、施設の担当職員等が関係機関と連携して検討すること、施設の老朽化等による改修時にはその定員を見直して、グループホームやショートステイの整備を併せて行うことを基本とするといったところが、目標の設定にあたっての考え方として示されている。こういったことや国の方針を踏まえ、具体的な施策等については素案でお示しをしたいと考えている。

【委員】

知的障害者にかかわらず、本人の高齢化が進んでいるということがあり、グループホームで対応できる方もいるが、そこで難しいとなると、虐待事案や不適切事案などニュースで多々聞くところであるので、県においては安心安全なサービスの提供というところをお願いしたい。

【委員】

訪問介護の受け皿について、訪問系サービスの事業所に対してどう思っているのか見えてこない。

訪問系サービスは介護と障害の両方を行う。介護保健サービスは研修が多い。障害福祉サービスの研修が少なく、精神障害の方に携わるのはとても難しく、ヘルパーも高い質が求められる。資格を取るための研修ではなく、現場の質を上げるための研修、障害福祉サービスを理解するための研修が少ないと思っているが、どのように考えているか。計画の中に、より具体的に盛り込んでほしい。

相談支援専門員は1人で300件くらい抱えており、大体の判断は訪問介護に任されている。介護保健はケアマネージャーが全部対応する。このような現場の状況はどのくらい把握しているのか。

【事務局】

いただいた意見を踏まえて、どういった施策が盛り込めるか検討して素案で示したい。

【委員】

現場の状況を知ってもらい、その上で計画をどのように立てればよいか、それは障害者にとって1番いいことである。その方々がよりよく生活するための計画で、現場を知っていただくことが大事であるため、私たちの声を少しでも理解して欲しい。

【委員】

市町村障害福祉計画も並行して策定が進んでいるのか。
市町村の報告する数値により、県の見込量も変わるのか。

【事務局】

今年度中に計画策定するというので、市町村も同じようなスケジュールで動いている。

見込量については、市町村から最終的な見込量を報告してもらうので、変わる可能性がある。

【委員】

手話通訳者の地域偏在について、鹿児島市に重心があると思うが、全体的な数が足りているか。講座の開催と併せて取得を目標とするような取組を、地域バランスを考えながら計画の中に想定できないか。

【事務局】

令和2年度に手話言語条例を制定された後に、集中的に手話通訳者を育てるための指導者の養成に取り組んでいる。関東や関西に行かないと勉強できないという環境ではなく、鹿児島県の中で手話通訳者、通訳士として資格を取れるようになるように、まずはその手話通訳者の先生を育てようという事業を今進めている。

それによって、手話通訳士、通訳者の先生役の人が誕生する予定である。

大久保会長とも連携していろいろ話を聞いているが、手話通訳者になりたいという、高い志を持った方々は、資格を取るために必死に勉強しているが、1、2年勉強してなれるというものではない。長期的に先生役の人も増やしていかないといけないし、試験に受かるまで、研修をしたり、勉強の面倒を見たりというのは、藤田会長を含め、身障協と協力しながら合格するように研修等を行っている。

次に、手話通訳者になろう、そういう資格を取ろうと思う人が、まだ少ない。手話通訳士のスキルを持っていても、活動できる人が少ないという問題がある。

それを解決するためには裾野を広げる、手話をまずは勉強してもらおうという人を増やさなければならないということで、手話奉仕員、単発の講座ではなく、半年間で2回、トータル1年の講座を受けて手話奉仕員になる人を増やそうという試みを行っている。

ただ、その先生役もなかなかいないため、手話の指導をする人を増やす事業を継続することで、手話通訳者になる方を増やそうと努力している。

【委員】

発達障害者支援地域協議会の回数について、見込みが10分の1くらいになる理由は。

【事務局】

発達障害者支援地域協議会は県の方で設置をしている。発達障害者支援に関わる有識者の方などが構成メンバーとなっていていただいている会議で、年1回で開催して、発達障害者支援に係る課題等について、情報共有などを行っている。

挙げている実績が、この発達障害者支援地域協議会であるならば例年1回開催しているので、ここについては確認する。

それ以外に例えば、療育センターの方で、発達障害者支援に係る会議を開催していて、こちらも含めた数となっている可能性があるため、もう一度確認をさせていただきたい。

【委員】

保健所が撤退してから家族会自身が集まることが地方ではなかなかできない、相談できない、そのような状況になっている。勉強会は大切だと思う。障害に対応できるような家族の力、相談できる場所があればどれほどよいことか、とつくづく思う。何度も我慢してようやく県の方に相談に行く状況となっている。

【事務局】

昨年法改正があり、今まで精神障害の相談窓口は、医療につなげるところを中心に考えると都道府県、保健所が中心であったが、法改正で市町村が相談窓口になっていただくということになった。

今後は、これまでどおり県の保健所と併せて、地域の窓口でも対応していただく体制になる。

20年程前に比べると保健所の体制が変わり、家族会の支援の機会が少なくなっている。

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築といったところでは、家族の役割が大きくなっており、家族会の方々と一緒になって活動していくという意味合いもあるので、保健所の職員も含めて家族支援について考えていきたい。

計画の中には、そこまで細かく記載されていないため、地域の担当者にも伝えていきたい。

【委員】

計画に「難病患者」という言葉が入っていないため、「障害者等」に一括りにしているのではないかと思う。

「難病」という言葉を計画に入れていただきたい。

【事務局】

国の指針が今回見直されており、難病患者の方についても、障害者総合支援法に基づく給付の対象になっているということを明確にして、計画策定に当たっては、難病相談支援センターや難病患者の意見を踏まえて策定するとなっている。

いただいた意見を踏まえて、計画の中にこういった施策を盛り込んでいくかについて検討していく。

【委員】

(5) ①について、現在の計画の書きぶりと異なっており、現計画より後退したような印象も受けるが、変更の理由は。

また、「特別支援学校（聴覚障害）等を活用し」とあるが、どのような形で活用する計画があるのか。併せて、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築に向けた取組を具体的にどのように進めていくのか現時点での考えを伺いたい。

【事務局】

難聴児支援のための中核機能を果たす体制については、現在体制の確保に向けて検討を行っているところであり、次期の計画では、確保に向けて取り組むといった趣旨から、「中核的機能を有する体制の構築に向けた取組を進める」としたところ。

県の計画における特別支援学校等の活用案というところで、難聴児支援の提供体制の整備等に係る目標については、国の基本指針に即して、例示として「児童発達支援センター、特別支援学校等を活用し」というように記載したが、中核的機能についてどういう体制をしていくかについては、教育庁と協議しながら検討させていただきたい。

今後、素案の作成に向けて、関係課とも協議しながら、目標達成のための施策を検討して参りたい。

新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築については、国の「難聴児の早期発見早期療育推進のための基本方針」があり、「難聴児の早期発見・早期療育推進のためには、都道府県及び市区町村の保健、医療、福祉及び教育に関する部局や医療、療育及び教育機関等の関係機関、医師会等医療関係団体が連携し、多職種連携に向かうことが重要である。」とされている。

また、連携による支援の必要性について認識を共有し、関係を円滑にしていくための協議会の設置などが取組として挙げられている。

今後素案の作成に向けて、国の難聴児支援に係る基本方針を参考に、関係機関とも協議しながら、目標達成策を検討して参りたい。

【委員】

聾学校では、0歳から2歳児の難聴児の支援ということで、本来、教育という部分ではないが、早くから難聴児支援をする重要性を考え、乳幼児教育相談という形で対応している現状がある。聾学校自体の児童生徒数の減少に伴い、職員の配置も難しくなっており、聾学校での自助努力だけで、継続していくことが難しくなっている状況。

今後計画の中で、難聴児支援のため体制構築に向けた具体的な内容を検討してほしい。県の方と協議させていただければと思う。

【委員】

離島でも手話通訳者の制度を活用してほしい。手話通訳の研修をいろんな場所で開いてほしい。私どもとしても手話通訳者を増やしていきたいと考えている。これから手話を教える人も増えていかないといけない。その講師を増やしていくのも課題になっている。

【委員】

視覚障害はなかなか理解されておらず、視覚障害者はなかなか一般就労につけない。「令和6年4月から合理的配慮を」とは言うが、特に盲導犬を連れていくと断られる。

また、全国的に盲導犬が減ってきており、いずれ日本からいなくなるのではという状況である。

加えて、デジタル化によって、店や病院がセルフレジや自動受付などの導入によって機械化が進み、視覚障害者は不便を強いられる。

視覚障害者の全員がヘルパーを使うわけではない。視覚障害者への配慮が、もう少し足りないのではないかと思うため、そのようなところも計画に入れてほしい。

【事務局】

事業者の方の合意的配慮が来年度から義務化になることもあって、現在県では、障害者くらし安心相談員が事業所等を回って啓発活動を行っているが、そういった県民の方、事業者の方への啓発等の取組について、この計画の中で盛り込むなど検討していきたいと考えている。

【委員】

インクルーシブ教育という観点を盛り込んでほしい。

【事務局】 課長

インクルーシブ教育については、基本計画である障害者計画の中に記載がある。この障害福祉計画は実施計画になっているため、基本計画を踏まえて障害福祉計画を検討していきたいと考えている。

【委員】

ペアレントメンターについて、第1回養成講座以降開催されていないと聞いている。過去に修了した方の中には、ライフスタイルの変化等で活動できない方もいる。新しい、若いペアレントメンターの養成をお願いしたい。

【事務局】

どこまで具体的にこの計画に記載できるか分からないが、実際にペアレントメンターの養成を行っている療育センターとも話をしながら検討していきたい。

【議長】

今回は計画の骨子案ということで御協議いただいた。

今後、事務局は、本日いただいた御意見を十分反映して、計画の素案を作成していただきたい。

それでは、これで協議を終了する。